

第三回参議院労働委員会會議錄第三号

昭和二十三年十一月十六日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○日本國有鐵道法案に關する件

○日本專賣公社法案に關する件

○公共企業體労働關係法案(内閣送付)

○理事の辭任及び選任の件

○公聴會に關する件

午後一時四十九分開會

○委員長(山田節男) 只今から労働

委員會を開會いたします。本日の議題は、第一に今同本委員會に付託になりました公共企業體労働關係法案でございますが、それに関連いたしまして、日本國有鐵道法案並びに日本專賣公社法案が出ておりますので、それと併せて御説明したいと思います。運輸大臣がおいでになりますので、最初に運輸大臣から、日本國有鐵道法案の提案の理由を御説明いたします。

○國務大臣(小澤佐重吉) 只今から、日本國有鐵道法案の提案理由について御説明を申し上げます。

先の第二國會におきまして、國家行政組織法が制定されたに伴い、現行の各省官制は、すべてこれを法律で制定することが必要となつたのであります。運輸省におきまして、運輸省關係の行政組織を法律を以て規定すべく、諸般の準備を進めて参つて来たような次第であつたのであります。元來、運輸省におきましては、交通事業の監督行政の外に、國有鐵道事業の經營のごとき企業運営を所掌しており、殊に國有鐵道はその規模におきまして

形式、内容、共に我が國最大の公企業でありまして、その健全な發展が、國家社会に及ぼす影響の極めて大きいのに鑑みまして、夙に運輸省所掌事務における行政と企業の分離について研究を進め、一應の成案を得つつあつたのであります。

然るに御承知のごとく、本年の七月二十二日に至りまして、内閣總理大臣に對し、連合國最高司令官から書簡が寄せられまして、國家公務員の労働關係諸問題が、現行のものに對し極めて重要な変更を加えられることとなりまして、國有鐵道におきましても、その書簡のうち、特に「鐵道並びに塩、樟腦、煙草の專賣などの政府事業に關する限り、これらの職員は普通公職より除外されてよい」と信ずる。併しなからこの場合においては、これらの事業を管理し運営するために、適當な方法により、公共企業體が組織せらるべきである。而も雇傭の標準方針並びに手續を適正に定め、且つ普通公職に與えられていた保護に代るに調停、仲裁の制度が設けられねばならぬが、同時に職員において、その雇傭せられていた責任を忠実に遂行することを怠り、ために業務運営に支障を起すことなきよう、公共の利益を擁護する方法が定められなければならない」と指示されて参つたのであります。これによりまして、新たな考え方から、國有鐵道に關する諸般の問題の取扱方針が明確化されるに至つた次第であります。

當省といたしましては、右の指示に

基く方針に従ひまして、國有鐵道公共企業體の設立につき、所要の研究を進め、特に經營の企業性と公共性を保証し、以て經營の合理化と民主化を可能ならしめるように、基本的な諸事項を解決すべく、關係箇所と折衝協議を續けて参つたのであります。が、今回國家公務員法改正法案が國會に提出されましたので、これと密接不可分の關係を有する國有鐵道公共企業體に關する法律案を同時に提案いたす必要を生じ、關係官廳と打合せの結果、急遽この法案を整備の上國會に提出した次第であります。

以上御説明いたしましたごとく、十分時間的に詳細研究を遂げる暇がなく、ために國有鐵道經營に關しまして、その自主化、能率化等に必要なる諸般の措置が、必ずしも整備されたとは申し難く、でき上つたものは國の機關と大差ないものとなり、公共企業體本來の内容を完備しておるとは申し上げ兼ねるのであります。併しなから、これによりまして、國有鐵道が公共企業としていよいよ健全な發展を遂げ、以て公共の福祉を増進するための第一歩を踏み出したものであり、同時に又行政と企業とを分離して、運輸省の機構を整備する結果となるものであると申すことはできるのであります。

以上簡単にこの法律案を提案いたしました趣旨を御説明申し上げましたが、次に、この法律案の内容の概略について御説明をいたしたいと存するものであります。この法律案によつて設立さ

るべき公共企業體は、これを日本國有鐵道と稱し、政府の金額出資による公法上の法人でありまして、國が現在國有鐵道事業特別會計を以て經營しております鐵道事業その他一切の事業を經營し、能率的な運営によつてこれを發展せしめ、以て公共の福祉を増進することを目的としたております。

即ち現在國有鐵道事業特別會計の方式を以て、國が經營しております國有鐵道事業を、そのまま國から独立させ、それに法人格を與えたものであると申し上げてよいと存するものであります。併しなから、これは先にも御説明いたしましたごとく、公法上の法人でありまして、一般の私法人とは大いに趣きを異にしておるのであります。例えば財政法、會計法、國有財産法等、會計財務を規律する法律は、そのまま日本國有鐵道に適用せられ、恰も國の一機關であると考えられる次第であります。従つて課税その他の点につきましても、一般法令の適用に關しても、現在國有鐵道が有しておるのと同様な地位を保持せしめ、同様な取扱ひをいたすものであります。

次に、日本國有鐵道の監理機構に關しましては、諸外國の例をも參照して、監理委員會を設置することにいたしましたのであります。監理委員會は、任期五年の委員五人及び一人の職務上當然就任する委員、即ち日本國有鐵道の總裁を以て組織する合議體の機關であります。日本國有鐵道の業務運営を指導統制する権限と責任を有するもの

であります。監理委員會の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について廣い經驗と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、兩議院の同意を経て内閣がこれを任命するのであります。これによりまして日本國有鐵道の運営が民意を十分に反映して、公共企業體としてふさわしい方法で行われることと期待してこの次第であります。

次に、日本國有鐵道の役員として、總裁、副總裁、理事を置くこととしたのであります。總裁、副總裁の任期は四年とし、總裁は監理委員會が推薦した者につき、内閣においてこれを任命するのであります。副總裁は、總裁が監理委員會の同意を得てこれを任命するのであります。役員以外は、日本國有鐵道の従事員は、これを職員といたしますが、これら職員につきましては、連合國最高司令官の書簡に指示されてありますごとく、普通公職から除外をいたし、國家公務員法は適用されないこととしたのであります。併しなから日本國有鐵道の公共企業體たるの本質に鑑みまして、職員には特別な地位が與えられております。即ちこれらの者は、法令により公務に従事するものとみなされる外、一般公務員に準ずる身分の保障が與えられておる反面、國民經濟に重大な關係のある輸送業務の円滑な遂行を確保するために、労働基準法に對し若干の特例を設けられておるのであります。従事

員の共済組合等の厚生施設につきましても、一般公務員と同様の取扱を行なつて、何らの変更を加へることなく、又恩給につきましても、現在恩給法上の公務員である者は、依然として同法の準用を受けるのでありまして、従事員の既得の諸利益につきましては、國有鉄道の経営形態変更によつて、何らの変更を来さないよう、諸般の措置を講じたような次第であります。

次に、日本國有鉄道職員の労働関係に關しましては、本法律案中に規定することも考慮いたしたのであります。が、日本專賣公社の従事員の労働関係と一括して、別の法律で規定することが適當であるとの助言を受けましたので、別に御審議を願うこととなつております。ところの公共企業体労働関係法案に譲ることとしたしましたが、その内容の概略を御説明いたしますと、公共企業体の従事員には、罷業権が與へられないこと、公共企業体の管理及び運営に關する事項を除き、その他の事項に關して一定の団体交渉権を認めること、労働関係の紛争について、最終的決定を行う仲裁機関が設置されること等でありまして、この法律によりまして、公共企業体の労働関係が公正妥當に規律せられることを大いに期待しております。

次に、日本國有鉄道の財務につきましては、先に御説明いたしましたことと、國の會計に關する諸法規が全面的に適用せられるのであります。従いまして予算及び決算は、これを國會に提出することとし、運賃の変更につきましても、現行の通り國會において御審議を願うことになるのであります。ただ予算の形式につきましては、國有鉄

道事業が一つの企業であることに鑑みまして、一般行政官廳のそれとは異なつて、企業の実体にも即したものといたしたく、十分研究の上、政令で定めることとした次第であります。尙日本國有鉄道に損失を生じた場合において、特別の必要があるときとは、その損失の額を限度として、政府はこれに交付金を交付する一方、経営上利益を生じたときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般會計に納付することとしたのであります。

次に、日本國有鉄道に対する監督について御説明申し上げます。日本國有鉄道に対する一般監督者は運輸大臣であります。その監督の内容は公共企業体の本質に鑑み、必要の最小限度に止め、鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受、日本國有鉄道に關連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始、營業線の休廢止について運輸大臣の許可を受けることの外は、公共の福祉を増進するため、特に必要があると認めるときに、監督上必要な命令を發し、又監督上必要であると認めるときは報告を徴することができるとして、この次第であります。併しながら現下の我が經濟の状況におきましては、運輸大臣は一般的監督者としての立場から、日本國有鉄道に対して、法規上の監督をなすに止まらず、その他相當の援助を與へなければならぬと考えております。

以上、この法律案の制定の趣旨及び内容の概略を御説明いたしました。この法律案におきましては、日本國有鉄道は、公共の企業体として十分な実質を具えておるものと申し難いのであり

まして、この点につきましては、鉄道事業の高能率に役立つような公共企業体の実体を規律する諸法令を將來速かに整備いたしまして、日本國有鉄道の健全な発達を図らなければならないと考えて次第であります。

尙この法律案は、國家行政組織法との關係及び會計上、その他諸般の事務上の切換等の便益から、昭和二十四年四月一日を以て施行いたしたいと存じておる次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決あらんことを希望する次第であります。

○委員長(山田勇男君) 只今の運輸大臣の、日本國有鉄道法案の提案理由の御説明に對しまして質疑に入ります。御質問の方はございませんでしようか。……ないと思つてます。

続きまして、日本專賣公社法案につきまして、その提案理由の説明を大藏省專賣局長官房長松尾氏にお願いいたします。

○説明員(松尾俊次君) 提案の理由を御説明いたしたいと思います。

去る七月二十二日に、連合國最高司令官より、日本政府宛に書簡が發せられまして、國家公務員法改正に關する書簡のうちに「鉄道、通信並びに塩、樟腦、煙草の政府事業に關する限り、その職員は普通公務員から除外されても良い」と信ずる。併しながらその場合には、これらの事業を管理し、運営するために適當な方法により公共企業体が組織せらるべきである」とあつたのであります。この示唆に基きまして、政府といたしましては、專賣事業の形態をどういふにしたらよろしいかという問題を鋭意検討をして参つたので

あります。今回その結論を得まして、この日本專賣公社法案を上程いたしました。以下次第でございませう。

法案の極く大體な大要を申し上げますと、日本專賣公社は、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法に基き、現に國の專賣に屬する事業の健全にして能率的な実施に當る法人とし、資本金は現に專賣局特別會計に屬する財産を以て政府が出資することとしたのであります。

役員は身分につきましては、國家公務員より除外をいたしまして、職員労働関係につきましては、別に公共企業体労働関係法案を提出いたしてございませう。

業務に關しましては、現在の專賣局の所掌事務と同一といたしまして、各專賣法に基きまして、あらゆる事業の許可、或いは專賣の取締、こういつたもので公社を行はしめることとしたのであります。

次に、會計経理につきましては、先づ原則といたしまして、公社を國の行政機關とみなしまして、特別に規定する場合の外は、國の會計法令の規定によるものとすることとしたのであります。併しながら、從いまして公社の予算は、閣議決定を経て、國の予算と共に國會に提出することにいたします。決算につきましては、財産目録、貸借対照表、損益計算書につきまして、大藏大臣の承認を受けまして、決算報告書は會計検査院の検査を経て、國の歳入歳出決算と共に國會に提出して御審議を受ける、こういつたような規定に相成つておるのでございませう。又利益金の納付につきましては、毎事業年度の利益金は、すべて國庫に納付

するといふ建前を取つておるのであります。これは從來の專賣特別會計と同一なのであります。尙公社の業務に係る現金につきましては、公社は政府と獨立いたしました公法上の法人に相成るのであります。が、公社の業務に關係いたしまして取扱い現金につきましては、相変わらずこれは國庫金といたしまして、國庫金の例によらなければならぬ、こういふふうにしていたして次第であります。

大體今申し上げましたが、日本專賣公社法案の提案理由の大体でございませう。只今提案の大体の理由を御説明いたしたのでございませうが、更に少し内容に入りまして、日本專賣公社法の少し御説明をいたして置きたいと思ひます。

法案の順序に従いまして、御説明を申し上げます。御説明の申上げたいと思ひますが、その目的はこの提案理由にも、今御説明を申上げました通りでございませうが、條文につきまして、第一條にその目的が書いてあるのでございませう。煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法、この三つの專賣法に基きまして、現に國の專賣に屬する事業の健全にして能率的な実施に當ることを目的とする、こういつたような目的が出ていますのでございませう。従つてこの考え方をいたしましては、專賣法という一つの法律があるのであります。併しながら、公社はその專賣法を國の委託によつて行つた、こういつたような考えに立つて行つたのであります。従つて國家とは獨立した法人格を持つてゐる公社といふものが設立されるわけでありまして、この法人の性格をいたしましては、公法上の法人とする、従つて民法

その他の一般の規定は適用されない、
こういつたような特殊な結論が出て参
るのであるとして、第二條には、そう
いつたようなことが掲げてあるわけ
でございます。それで問題になります
のは、法人であります以上は、資本
金は一体どのくらいかといったよう
なことが起りますので、この法律案に
つきましては一條設けまして、資本金
の規定を謳つていのであります。ただ
資本金の決め方といたしましては、本
法案につきましては「法律施行の日に
政府から出資される資産の額とする。」
こういふふうに書いてございませう。
これを何億何千万円というふうに直ちに
規定いたしませんでしたのは、大体立
て方といたしまして、現在政府が現有
いたしております資本を、そのまま引
き継ぐという建前ではありまするが、
やはり正確なことをやりまするのに、
相当いふ／＼の手續もございませう
し、従つて法律案の規定といたしまし
ては、こういつたような政府から出資
される資産の額とする、こういふよう
なことになつてゐるわけでございます。
公法人であります建前といたしま
して、やはりその他一般の公法人と
同じように免税をいたす。こういふよ
うなことになつておりました、所得税
及び法人税は課さない、又地方税にお
きまして、地方税を課することができ
ない、ただ特別な鉱産税、電気ガス
税、木材取引税及び遊興飲食税、これ
らの附加税並びに遊興飲食税、こう
いつたものにつきましては、一般の例
に倣ひまして課税する、こういつたよ
うな建前になつております。この事實
公社につきまして、従来のやり方と非
常に運営の方法を変える必要があると

いつたような一つの現れといたしまし
て、事實事業審議会といつたようなも
のを拵えまして、事業の項目につきま
して審議会の諮問を受けましてやる
こういつたような立て方を取つたので
ありまして、法案の方におきまして
も、第三章に、事實事業審議会といつた
ようなものを設けていのでございま
す。この審議会につきましては、大蔵
大臣の諮問に應じてやる審議会とござ
いまして、これは諮問機関といふこと
になつてゐるのでございませう。ただこ
の諮問機関の中で一番、一番と申しま
するが、少し変つたものといたしまし
て、事實公社の總裁を決めるときに
は、大蔵大臣は審議会の諮問を経て、
その推薦を受けて、その中から選定を
する。それから又總裁の解任をいたし
ますときには、やはり審議会の諮問に
基きまして解任をする、こういふよう
な建前になつておるのでございませう。
次に、公社の役員及び職員の問題で
あります。これは官廳と異なりまして、
やはり普通の公社或いは公法人、それ
に類似する法人は、同じように役員に
つたようなものを設けておるわけでご
ざいませう。それで、その中で總裁は、
今も申上げました通り審議会の推薦に
基きまして大蔵大臣が任命する、こう
いつたようなことに相成つておりま
す。副總裁以下、理事につきましては、
これは總裁が任命する。ただ監事につ
きましては、利害の点におきまして公
社と或る程度対立をするといつたよう
な場合も非常にございませうので、これ
は總裁と同じように審議会の推薦に基
きまして大蔵大臣が任命する、こうい
つたようなことに相成つております。

これは又あの公園その他の法律と同じ
ように、總裁、副總裁及び理事の任期
につきましては一定の任期、これが四
年となつております。監事の任期は三
年となつておりますが、公園その他の
法律案と同じように、半数の任期は二
年ずつにしまして、同時に任期が來ま
して全部変更することのないように心遣
いをいたしておるようなわけでありま
す。公法人であります関係からいた
しまして、公社の役員はやはりその職
務につきまして、現業その他の問題に
つきまして、非常に制限を受けており
ます。他の営利を目的とする団体の役
員となることはできないとか、或いは
営利事業に従事してはならない、こう
いつたような制限を受けております。
國會又は地方公共団体の議会の議員で
あることができない、こういふような
制限を受けております。職員につきま
して、公法人の職員でありまするの
で、同じような相当の制限を受けてお
りまして、國會又は地方公共団体の議
会の議員であることができない、こう
いつたようなこともございませうし、
又秘密を保持しなければならん、こう
いつたような公務員、公務員ではあり
ませんが、公共公法人の役員といた
しまして、その職に關して相當の制限
を受けておる、こういつたようなこと
になつております。ここで一番問題に
なりますのは、この役員につきま
しての性格でありまするが、役員は
いわゆる國家公務員法に基く公務員で
はないといふ建前になつておるのであ
ります。併し刑法上におきまする公務
員としては取扱つておるのであります
が、國家公務員法におきまする役職
員ではない、こういつたようなことが、

この公社法の役職員の身分上の非常な
差異になつておるやうであります。從
つてこれの給與関係、それから労働関
係につきましても、官吏とは非常な差
があるといふのがこの特色でありま
す。労働関係につきましては、國家公
務員ではないといふところから出発し
たしまして、今提案になつております
公共企業体労働関係法といふ法案が出
ております。こういつたようなこと
になつております。
給與問題につきましては、國家公務
員法の適用を受けませんので、独自の
立て方になつておるのであります。公
社が、併しこれといたしまして、公社
がやりた放題のことをやるといふわ
けにも参りませんので、一定の基準な
り、制限を設けまして、大体國家公務
員法を基準にいたしまして、その給與を
受ける、こういつたような有様になつ
ております。法案の方といたしまして
は、第二十一條にそつたようなこと
とが掲げてあります。「公社の職員の給
與は、生計費並びに國家公務員及び民
間事業の従業者の給與その他の事情を
考慮して定めなければならない。」と
こういつたような規定になつておる
のであります。實際問題といたしまし
て、公社の職員の給與を決めます場合
には、こういふ抽象的の言ひですか、
原則的な制限の下に、如何に決められ
るかといふ問題なんでありませうが、今
申上げました生計費、民間事業の従業
者の給與、國家公務員のいふ／＼な状
況を判断するのであります。これに
つきましては、団体交渉によつて實際
の額を決める、こういふことになつて
おります。併し団体交渉によつて決め
るのであります、最終的には、やは

り予算の点において拘束を受けており
まして、國會において承認された予算
の範囲内において団体交渉によつて決
める、こういつたような立て方に相成
つております。公社の役員及び職員が
國家公務員法の適用を受けないといふ
立て方になつておりますが、やはり公
共事業に非常な関係がありますし、
國家の公法人として取扱われておりま
する結果といたしまして、職務の遂行
につきまして、いふ／＼な制限、或い
は身分について、いふ／＼な制限を受
けておられますと同時に、片一方にお
きまして、その職員の身分につきまし
ても、或る程度の保障をされてゐるの
は當然なことと思ひます。従つて職務
を落す、いわゆる降職するとか、免職
するとか、或いは減給、或いは戒告の
処分をする、こういつたようなこと
につきまして、總裁は一方的な、何でも
かでもやるといつたようなことのない
ように、特定の事項を決めてやる。こ
ういつたような定めになつておりま
す。
然らば、この事實公社の業務はどう
いつた範囲かといふ問題に相成るので
あります。これは第四章の業務とい
たしまして、一つの章が設けてござい
ます。これによりますると、冒頭にも
申上げました通り、現在事實局がやつ
ております仕事を、原則といたしまし
て、そつくりそのまま公社に引継いで
やらせるといふ、こういつたような趣
旨でございませうので、煙草に關します
る賣渡しや、葉煙草の收納、製品の賣
渡し、製造、そつたようなものは全
部これでやらすことにつきまして、
そつたような業務は全部、又樟
腦につきまして、そつたような

業務は全部やる。こういったような立て方になつておりますが、これは冒頭に申し上げました通り、特に煙草の耕作の許可、それから専賣取締、塩の製造の許可、粗製樟腦及び樟腦油の販賣の許可、そういったような、や行政的色彩の強い許可行為、そういったようなものも公社にやらせる。こういったような建前にいたしまして、できるだけ現在の状態がそのまま公社によつて行われるといったようなことに相成つております。

問題に相成りまするのは、会計の問題であります。会計をどういうふうにして取扱うかという問題が次に起つて来る問題と申すのであります。会計につきましては、この法案の第五章に掲げておるのでございますが、この会計につきましては、別に公共企業体の会計に関する法律を専賣法或いは鉄道、これはどういふふうな立て方になりますか、両方一つに纏めて、公共企業体に関する法律ということになります。或いは鉄道だけ、或いは専賣だけということに離れたものになりますか、その点はまだ確定しておらないのであります。いずれにいたしましても公共企業体の会計に関する法律が、別途制定に相成ることと思われるのであります。それが制定されるまでは、現在のこの公社を國の行政機関と見まして、今までありました専賣局及び印刷局特別会計法、財政法、会計法、國有財産法その他いろいろ國家の機関として適用されます会計法をそのまま適用される、こういったような建前になるようにしております。いずれこの公共企業体の会計に関する法律を制定いたしますならば、その適用を受けるのであります。而も公共企業体会計法が、相当程度この企業体の運営が円滑にできるように、又活潑にできるように制定せらるべきものでないかというふうに考えられるものであります。現在におきましては差當り國の行政とみなしまして、今まで行われていた会計法、会計規則、すべてが適用されるのであります。この公共企業体の会計に関する法律が制定されたとしても、会計に対する立て方といたしましては、國家の会計と同じように十分なる監督もやりますし、十分に規制を受けるといったような建前に相成つておることは変らないのであります。従つて予算編成の問題、決算の作り方、そういったものは現在におきまして、殆んどそのまま踏襲をしていくといった立て方に相成つておるようなわけであります。その關係につきましては第三十一條に、ここに添けてあるのでございますが、事業年度は、毎年四月に始まつて翌年三月に終る。これは一般の國家の財政と同じように、四月から三月というふうに、これはしてございまして、決算につきましては七月三十一日までで完結する。予算につきまして、予算を毎事業年度の予算を作成いたしまして、大蔵大臣に提出する。内閣はこの予算を決定しましたときは、國の予算と一緒にこれを國會に提出する。これは恐らく専賣公社予算というのが別は作られまして、これは國の一般の予算と独立に申しますか、並んで國會の方に提出されまして、御審議を願うといったようなことになるだらうと思つて、この本來の予算は、こういったような手続きで、現在のやり方と殆んど同一に扱

つておりまして、従つて追加予算というふうなことに對しても、現在のやり方と同じように、個々に追加予算が出し得るといったようなこともやつております。ただ公社につきましては、はつきり今度公社として特殊の事業体に相成りますので、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表、損益計算書を作つて、そして決算完結後一ヶ月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受ける、こういったことで、その都度公社の財産状態、経理状態がどういふふうになつていくかをはつきりさせる、こういったようなことで、相當この事業の私企業的な面もここに加わりまして、事業の能率化の一助にしよう、こういったようなことをここに織込んであるわけであります。

問題になりますのは、何と申しましても、専賣公社は収益は上げる、租税に代りまして益金を上げるといったようなことが目的なんでありまして、この公社を設立いたしましたも、その収益を落さないということが現在の機構と余りに変えないということの根本の考え方になつておまして、この益金納付につきまして、どういふふうにするかといったようなことが重大問題に相成つて来ると思つて、従つてこの益金納付につきまして、今までの考え通り、やはり経費と事業の収益、それを差引きまして残りしましたものを全部を益金としてみず、こういった立て方を採つておるようなわけであります。第三十七條に、毎事業年度の益金を國庫に納付しなければならぬ。ただ問題になりますのは、官廳でやつております場合には、絶えず政府の収入が國庫金といたしまして日本銀

行の方に記帳されておるわけでありまして、この公社の場合におきましては、勿論國庫金として取扱うのであります。最終的には益金がどういふふうになるか分らない。従つてどれだけ益金になるかというのは、最終三月三十一日現在にいたしまして、それを決算の形にいたしまして計算しなければつきり分らないのであります。現在の官廳組織といたしましては、勿論その間収入の一部分を、一應國庫金として振替えて自由に使用得るわけでありまして、その点が公社となりまして、場合と現在の官廳とは相當に差が有ります。従つて政府の方といたしましては、三月三十一日になりまして、収益計算がはつきり分つて、益金を使うといったようなことが、年度の途中において金切れが起りますので、その途中におきまして、何とかして公社の事業収入を、やはり歳入として受入れて使用得る方法を講じなければならぬ、というので、第三十七條の第二項の方には、決算完結前において概算で納付させることができる、こういったような規定を設けておまして、自由に収入金を國庫金として使用得る、こういったような規定を作りまして、会計決算が完了いたしました、更にはつきりいたしました、そこで精算すると、こういったような特別の取扱ひをいたしております。公社が又事業をやります途中におきまして、現金の行き詰りができますと、或いは特に施設をしなければならぬ場合には、非常金が必要となることがありまして、公社に相成りますと、國庫より独立をしておりますので、これにつきま

は、一般会社、公法人と同じように政府の長期の借入金、一時借入金をすることができると開いておるのであります。これが第三十八條に「政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができ」と、こういったような規定ができておるわけなのであります。ただ問題になりますのは、この規定にありますが、公社は市中銀行その他の民間から借入れをしてはならない、こういった規定が設けてあるのであります。この公社の金と申しまするか事業収入、これは國庫金とみなしておるのであります。すべてこれは國庫の金と同じようなものだ、こういったような考えからいたしまして、借入れをしました金につきましても國庫金と同じような取扱ひをする、又同じように考えるといったことからいたしまして、市中の普通の貯蓄から集めた預金を、これに使えないという建前からいたしまして、こういったような制限を設けておるようなわけであります。尚年度の途中で歳入と益金を概算で納付させることができず、その概算で納付させる前に、相當はり公社といたしましては事業収入がありまします。これは場合によりましては國庫の方に預入をするといったような形は、實際において取ることに相成るだらうと思つて、ここにいづれ又訂正をお願いいたすことに相成ると思つて、第四十一條の二項には、その余剰金を國庫に預入するといった規定があるものであります。この規定によりましますと、利子を附するということに相成つておりますが、これはこういったようなものは利子を附さない方がいだらうというので、

この第二項はいずれ全部御削除を願う
といったようなことに相成ることと思
います。会計につきましては、只今申
上げましたような構成に相成つており
ます。

この公社の監督につきましては、四
十五條に監督の規定がございます。勿
論これは大蔵大臣が監督をする、こ
ういったような規定に相成つておりま
す。役員は解任につきましては、四十
六條に特定の各條項がございます。こ
れに当嵌つたときには解任される。
これは普通の法人或いは公法人と殆ん
ど揆を一にしているような次第でござ
います。

罰則につきましては、特に申上げる
ようなことはないと思うのであります
が、ただ難則の経過規定といまして
て、恩給、共済組合の問題があるの
でございまして、この恩給につきまし
ては、五十條に書いてありますように、
この法律施行の際に、現に恩給法の第
十九條に規定する公務員、これは恩給
を受ける公務員であります、公務員
が引き続き公社役員、職員となつ
た場合には、國庫から俸給を受ける者
として勤続するものとみなして、当分
の間恩給法の規定を準用する間は公務
員とみなしまして、本来から言います
れば、この公社の建前は、その役職
員につきましては、國家公務員法に属
する公務員としないのであります。こ
れは國庫から俸給を受ける者として、
勤務する者とみなしまして、恩給法を
準用するわけでありまして、こういう
ような経過規定を設けております。共
済組合につきましても、そのまますく
り引継ぐということになつておりま
す。

大体誠に大雑把でございますが、
主なところを御説明申上げました。

○田村文吉君 質問してよろしゅうござ
いますか。簡単に……。

○委員長(山田節男君) よろしゅうござ
います。

○田村文吉君 会計の問題であります
が、公社となりますと、一つの資
本金が決まるわけでありまして、今度工
場を二つ、三つ建てるような場合には
金が要するのであります、その場合す
ぐ増資をなさることになるものであり
ますか、その点を一つ……。

○説明員(松尾俊次君) その場合に
は、非常に大きな工場に相成りまして
資産が固定するということになります
と、或いは増資という問題も起るとも
考えられますが、事実上において長期
の借入金、そういうふうなもので賄
うのが実情ではないかと思ひます。

○田村文吉君 多分そうだろうと思ひ
ますが、政府から長期の借入金をして
工場建設をなさるといふ場合には、
簿記の方から申しますと、一方では政
府が貸すから借入金であつて、一方に
は工場財産というものがございまして、
こういうことになります。そこで長期の借
入金の方法を取つて償還をなさらない
ければならぬということになるわけ
です。仮に一億円借りたものを一億円返
済なさいますと、利益金のうちからな
ざる以外には方法がないわけでは
ない、利益金で償還をなさいますと、利
益金が残つて、借入金は消滅する。そ
うすると簿記の数字が合はなくなつて
来る。こういうことになりまして、こ
れはどういうふうになさる御予定であ
りますか。これはひとりで事實公社だけ
でなく、日本國有鉄道の方も同じであ
ります。

りますが、どういふふうになさるおつ
もりかお分りでしょうか。

○委員長(山田節男君) 速記を止め
て……。

○委員長(山田節男君) 速記を始め
て……外に御質問はありませんか。

○原虎一君 十六條の二項にありま
す「公社の役員及び職員は、國會又は
地方公共團體の議会の議員であるこ
とができない」、これはどういふ理由で
すか。この点を明らかにして頂きた
い。それから現在なつておる者はどう
なるのですか。次は、價格の決定の方
法であります。ちよつと私うっかりし
て調べておりませんが、御説明を願ひ
たいと思ひます。

○説明員(松尾俊次君) 十六條の第二
項の「公社の役員及び職員は、國會又
は地方公共團體の議会の議員であるこ
とができない」、これは事實公社が相
当公共的な性質を持つておりますの
で、役員に國會又は議会の議員が相
成りますと、現在の國會の議員が或
は地方公共團體の議員の職務は相当重
要で、而も長期に亘るお仕事でありま
すので、それを相兼ねますと、役
職員が自分の仕事を殆んどできないと
いつたような事態を起しますもので、
特に両者の、そういうふうなことに制
限を加えたのであります。現在の事情
は、これは勿論現在のは官吏でござい
ますので、官吏一般の制限を受けて
おります。次に、價格の点について
お尋ねでございますが、煙草の價格
を決める場合に、これは財政法第三條
によりまして、國會の御承認を得ない
ければならぬ、こういうふうにして決
めてお

ります。公社に相成りまして、やは
り煙草の價格、そういうふうなもの
につきましては、國會の御承認を、政
府の方から出しては、御承認を受け
る、こういうふうな立て方に考えて
おります。

○原虎一君 十六條の二項ですね。議
員になることができないということ
ですが、公共性があるといふことは、こ
れは分りますが、議員になれば、長期
の欠勤があるといふことが考えられる
といふような事情になりますと、その
方が主なんではないか、どうなん
でしょう。

○説明員(松尾俊次君) やはりその方
が主であらうと解釈いたしておるの
でございます。

○原虎一君 これは公共性が強いから
というのなら理解できるんですが、長
期欠勤といふことが想像されるからと
いふのでは、ちよつと理解に苦しむと
同時に、弊害が多いのではないかと
思ふのです。民間においてもそういう
ことが当然言われるんです。

○説明員(松尾俊次君) ちよつと御説
明が足りなかつたと思ひますが、公共
的な性質を有するからといふのが実は主
なものでございまして、公共的な性質
の結果といたしまして、その事業に専
念してやらなければならぬ。國家の歳
入も相当影響がありますし、事業の
運営も十分運営されないと、事業の
ほうで参つて、それを附け加えたやうな
わけ、公共性があるといふことが、や
はりこの議員であることができない
といふことの主たる原因であらうと思
ひます。

○委員長(山田節男君) 外に御質問ご
さいませんか……御質問ないよう
でありますから、日本事實公社法案の
提出理由の説明は、これで終ることに
いたします。ちよつと速記を止めて。

○委員長(山田節男君) 速記を始め
て……続きまして、今回本委員会に付託
されました公共企業体労働関係法案の
提案理由につきましては、労働大臣より
御説明をお願いいたします。

○國務大臣(増田甲子七君) それで
は、只今議題となつております公共
企業体労働関係法案につきまして、そ
の提案理由と大體の構成について御説
明申上げます。

先ず、提案理由の第一といつたしまし
ては、七月二十二日付を以ちまして、
マツカサ元帥より、當時の芦田内
閣総理大臣に対して、國家公務員法の
改正に関する書簡の参りいたしましたこ
と、すでに御承知の通りでございます
が、この書簡におきまして、現在特
別会計によつて行われておる鐵道事業
及び事實事業については、公共企業体
への組織替えが示唆されて、種々研究
の結果、今次國會に、別に日本國有鐵
道法案及び日本事實公社法案が提出さ
れたのであります。この二つの法案に
よりまして、これら公共企業体の職員
には、國家公務員法が適用されないこ
とになるのであります。このため公共
企業体の職員は、當然國家公務員法の
改正案が成立いたしました後において
も、労働組合法及び労働関係調整法が
適用されることとなります。併しなが
ら公共企業体は、一つの企業体ではあ
りませんが、その特殊性に鑑み、完全
國有の法人として、國家の嚴重なる管
理と監督の下に運営されることになつ

ておりまして、一般民間の企業又は或る程度の國家の管理を受けている企業とは、その性格を異にするものでありまして、マツカーサー元帥の書簡にありましますに、職員の責任の遂行を怠ることによつて、公共企業体の業務運営に支障を起すことなきより、公共の利益を擁護する方法が確立されなければなりません。このため公共企業体の職員の労働組合及び労働関係については、労働組合法及び労働関係調整法の規定いたしますものみには不十分と考えられますので、これに対処する必要な措置を講ずるため、この法案を提出いたした次第であります。

第二の理由といたしましては、公共企業体の労働関係は、第一に述べましたような、公共企業体の性格から共通の特異性を持つものでありますので、日本國有鉄道と日本専賣公社とに、別箇の労働関係に関する法制的措置を講じますことは適當でなく、且つ又公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地よりまして不適當であると考えられますので、この法案によりましますに、統一的取扱いをいたすようにいたしました。

第三の理由といたしましては、公共企業体の職員には、団体交渉権は、労働組合法の定めるところにより完全に保有するのでありますが、これが行使の方法につきまして、從來一般組合においては、ややもすれば混乱を生じ、無用に労働紛争を生ぜしめている傾向があります。併しながら、かかる混乱は努めて排除されることは望ましいこととありますが、特に公共企業体において、これら無用な紛争を極力排除することにより、正常な団体交渉を

保障し、これによつて職員の地位の維持向上を図り、以て公共企業体の能率發揮と正常な運営を確保しようとする法制的措置を必要としたこととあります。

第四の理由といたしましては、公共企業体の職員には、國家公務員に認められるその地位に関する特別の保障がありませんから、これに代えて、完全な団体交渉と適正迅速な調停と厳正なる仲裁との制度を確立することにより、職員の生活の安定を保障する必要があるものでありまして、これに関する法制的措置を講ずる必要としたこととあります。尙この点に關しましては、御承知のように、先程申しましたマツカーサー元帥の書簡におきましても、かかる仲裁、調停の制度が設けられることが示唆されております。

以上は、この法案を提出いたしました理由であります。続いて法案の構成について説明いたします。

第一章の冒頭におきまして、この法案の目的が公共企業体の職員の苦情と紛争とを友好的且つ平和的に調整するため、団体交渉の慣行と手続とを確立いたしますことにより、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、以て公共の福祉を増進することにあることを規定いたしました。立法の趣旨を明かにいたし、更に関係者が公共企業体の重要性に鑑み、紛争をできるだけ防止し、主張の不一致を友好的に調整するために最大限の努力を盡すべきことを義務付けている次第でございます。

第二章におきましては、職員の組合の民主性、自主性を保障するための規定を設けましますと共に、公共企業体の廣く國民に開放されるべき性質より、

オープン・ショップ制を規定し、更に公共企業体の運営を正常に確保する必要上、職員の組合に加入し得ない者の範囲を明らかにしておるのでございまして、併しながら一方においては、職員の組合が健全に発達いたしますことは、民主主義の発達に極めて望ましいこととございまして、職員が組合員であることを理由にして、如何なる差別待遇も受けないこととし、万が一かかる差別待遇がなされたときは、仲裁委員会の命令により、かかる行為の停止を命ぜられることといたしまして、労働組合法第十一條違反処理に伴う欠点を是正いたし、職員の組合の健全なる自主的発達に法上の保護を與えております。

第三章は、団体交渉の手続に関するものでございまして、この法案におきまして甚だ重要な部門であります。先ず、第八條において団体交渉の範囲を明確にいたし、団体交渉の対象から、公共企業体の管理及び運営に関する事項を除き、更に同條第二項において、その範囲を明示して、労働条件に直接或いは密接に関連あるものに限り団体交渉を行い得ることとして、この交渉範囲を巡つて生ずる無用の混乱を避けております。

第九條より第十四條におきましては、団体交渉が公共企業体を代表する交渉委員と、職員を代表する交渉委員によつてのみ行われ、而も交渉委員は団体交渉を行うに適當な、予め定められた単位ごとに設けられることを規定いたしました。団体交渉の統制ある慣行を確立しようとしております。これらの單位又は交渉委員は、公共企業体又は職

員の自主的決定に俟つのであります。が、これがいろいろの事情によりまして、企業体又は職員が、みずからでは決定し得ないときは、労働省において、当事者の意向、特に職員の意向を十分に尊重して、單位については労働大臣みずからが、職員の交渉委員については、労働大臣の定めた手続に従つて、職員自身によつて決定されるように措置いたして、努めて自主的に決定されることを建前としております。

併し以上の点につきましては、労働組合運動発達において日の浅い我が國におきまして、未だ慣行的に確立されなものはないのでありますから、多少実施上困難があるかと思ひます。併しながら組合が一つの企業体に二つ以上存在します場合、往々にして組合相互におきまして団体交渉について争ひを生じ、このために職員に無用の紛争を惹き起すことも、アメリカ等におきましては從來経験されているところであります。我が國におきましても、最近においてはこの虞れもあるわけでありまして、この第三章で規定しますような手続により、これらの無用の混乱を防ぎ、よき慣行を確立することにより、団体交渉の円滑な且つ正常な発達を願ひ、この点から労働関係の不安を除きたいと存じております。

団体交渉に關しましては、これが公共企業体の職員に対する重要性に鑑み、特に第十五條において、毎年一回は基礎的労働条件の確立のため団体交渉が行われ、これにより労働協約を締結することを特に法律上の必要事としたしております。併しながら公共企業体の予算経理については、國會及び政府の嚴重な監督下にありますが予定さ

れますので、これに関連して國會の所要の措置が取られるまで、労働協約の効力の發生を停止するの規定を第十六條に規定いたしてあります。

第四章におきましては、職員の争議行為を禁止いたすことといたしてありますが、これは公共企業体が完全國有法人でありますので、これに対して争議行為を行いますことは、延いては國家に對し脅威を及ぼすことになり、更に公共企業体が、再建途上の國家經濟と國民の福祉に占める重要性に鑑みまして、これが業務の運営の停滯は寸時と雖も許されません。かかる事情よりして、止むを得ず争議行為禁止の措置を講ぜざるを得なかつたのであります。併しこの反面におきましては、完全なる団体交渉権の行使と公正な調停及び仲裁機關の迅速的確なる活動により、職員の地位の向上については十分なる保障がなされることになつております。

第五章におきましては、苦情及び紛争の調整と調停の方法と、その機關を設け、苦情処理の適正なる解決のため、苦情処理共同調整會議を公共企業体の交渉單位に設けしめ、職員の日常の不平を迅速に解決して行くことにし、これによつて尙解決しないものは、労働関係調停委員會の調停に俟つことといたしてあります。

労働関係調停委員會は、日本國有鉄道及び日本専賣公社ごとに別個に設け、中央及び所要の地域に設けることといたしてあります。この二つの企業体の業種の相違に鑑みて別個にいたしておる次第でございます。この調停委員會は三名で構成され、その中の二名は企業体と職員との推薦する者か

ら選り、他の一名は、この二名の選ぶ者を当てることにいたしておりますが、これは調停に當る委員に關係当事者の意向をよく理解し得る者を得ることにより、苦情及び紛争の解決を迅速にするためでございます。調停の開始のうち、強制調停が労働、運輸、大蔵の各大臣よりなされることになつておりますが、これは労働關係に関する統一的行政運営の上からは誠に異例でございますが、公共企業体と特に密接なる監督大臣との關係から、かかる方法を止むを得ず採り、これにより公共企業体の紛争を迅速に解決する必要があると考へられたためでございます。

第六章におきまして、仲裁に關する方法、機關を設けておりますが、労働紛争に占める仲裁の制度は誠に重大であります。これが運用は特に慎重且つ的確でなければならぬものと信じております。特に本章におきましては、強制仲裁の制度が設けられておるのであります。事は更に重大であると考えます。このため公共企業体の仲裁委員會には、事務に練達にして且つ公正な人を得なくてはならんと存じますので、これが人選には、特に労働關係について経験が深く、且つ中正なる立場にある中央労働委員會と、船員中央労働委員會の第三者委員の選任する人々を委員の候補者とするにいたし、以上の必要に應じ得るものと考へております。而も仲裁も調停のごとく、これを實行して行く上に、關係当事者の意向を汲み得る人であることが必要でありますので、關係当事者に中労委と船員中労委の第三者委員の選んだ委員候補者のうちから、相互に協議して三名の委員候補者を決定して、内閣總理大臣に届け出でしめることにいたしております。併しこの關係当事者の協議が三十日以内に整いせんときは、仲裁委員調停委員會の委員とは異なる性格から見て、中労委及び船員中労委の第三者委員が、みずから三名の委員候補者を選び、内閣總理大臣に届け出で、これに基いて委員の委嘱がなされることになつております。かくのごとくして選ばれた仲裁委員會の委員は、どこまでも厳正中立でなければならぬので、一方に偏することのないよう、一定の欠格條件を定め、更に事務遂行に支障ならしめるため一定の罷免條件を附しております。

次に仲裁の開始のうち、特に重要なものは三点であります。その第一点は、調停にかかりまして、調停委員會が事案を審査いたしましたして、調停にては解決困難と認められるもの、又はその他の理由で至急仲裁を要すると判断される事案は、その調停委員會の決議により仲裁に附することになつております。第二点は、調停が開始されてから二ヶ月経過しても、尙解決し得ない事案は、自動的に仲裁に附されることとしたこと。第三点は、労働、運輸、大蔵の各大臣から仲裁の請求がなされたとき、仲裁が開始することでございます。

以上三点は、關係当事者の意思に拘わらずして、事案が仲裁にかかる、いわゆる強制仲裁であります。労働關係の調整は、自主的になされることを望ましいことは、労働關係法規の基本的精神でございます。強制仲裁のごときとは、この精神からはやや離れております。併しながら争議行為の實行

を禁ぜられた労働者の地位をよく保全し、向上せしめずには、事案の解決が迅速になされなければならないのであります。又一方には労働關係の不安をいつまでも残しますことが、公共企業体の正常な運営と能率の發揮の上から見まして重要でありますので、かかる強制仲裁の制度を設けるを得ないのでございます。併しながら強制仲裁の制度の運用は、余程適正に行わなければ重大な結果を惹起されることと予想されます。かかる理由よりいたしまして、この章に定められます仲裁に關する諸規定の運用は誠に重大と言わざるを得ません。

以上この法案を提出するに至りました理由と、法案の構成の概略について御説明申し上げた次第であります。この法案につきまして十分御審議の上、各位の御賛意を得て、この成立を得られますことを備へにお願い申し上げます。第であります。

○委員長(山田節男) 只今の増田労働大臣の公共企業体労働關係法案の理由に對して、御質問はございませんか。

○田村文吉君 二つの事柄を労働大臣に伺いたのであります。その一つは、乏しきを憂へず、等しからざるを憂へるという言葉がございます。よろに、現在の官公吏の給與というものが、民間に比べて非常に低いということは、どなたにも御承知のことでありまして、この問題は、終戦後速早く起つて参りました問題で、各歴代の内閣が無論その点についてお心付きにならないとは申されないのであります。十分心付いて、これが施策をお考えになつておられるのであります。併し、常にか財政上の

問題のために、ようできんというような結果に相成つておるのであります。そこで今度内閣もお変りになりまして、新らしい労働大臣が御就任に相成つたのであります。が、やはりない袖は振れないというやうなことで、事実上これでは無理だと思召しても、やつておいでになるのか、私はこれについては少し深刻に考へておるのであります。が、食える食えないという問題と、官吏としての体面の維持できないやうなことをしておいて、國が金がないからできないというやうなことで、そのままに置きながらということとは、これはもう甚だ面白くないことであります。殊に二百萬の官公吏の生活に關係すること、これがために誠に悲惨なこととも起ると同時に、勢ひ費用を流用いたしましたり、或いは最近に起つて参りますやうな、誠に不祥な事柄も起つて來ておる。こういうやうなわけで、いわゆる民間の模範ともなるべき官公吏が誠に忌むらしい事件に關係しておる。こういうやうなことでありますので、どうしてもこの問題は、ただ金がない、財政上成立たぬということだけで問題を放棄するべきではなくて、先ず或る程度まで財政を超越して、官公吏の給與、少なくとも食えるだけにはしておやうになるということが必要なのではないかと考へるのであります。無論それにつきましては、國家の財政状態を全然無視するということではできません。が、一時かやうな場合には、極く短期の赤字公債をお出しになつても、これは支拂べきものは支拂つてやらなければならぬのではないかと、然る後、現在の情勢から見まして、實際官吏の数が多く、

又いろ／＼の不必要と申しましようか、煩雜な統制が段々なくなつて参りますれば、當然ここに行政整理という問題も起つて來るのであります。今日のような煩雜な統制を止めます。主食品或いは主要品程度の統制になりすれば、官吏は恐らくは半分で済むのじやないか。現業は別であります。が、一般の官吏から言つたならば、半分で済むのではないかと。こういうふうに考へられますから、今後一年間の間にこういう整理をする。そうすれば今年度には赤字を出しても、來年に行けばその赤字は埋めることができる。こういうことも成立つわけでありまして、この事柄が官公吏の生活に關係する限りにおいては、先ず給與だけは増してやる。これがために一時赤字公債を出しても、これは來年に行つて黒字で埋める、こういうことを考へれば、できないこととはないのではないかと。こういうふうに考へられますが、これに對しては、大臣の衆議院の御答弁、新聞の御発表等から見ますと、私の意見とは必ずしも御賛成でないやうな考へ方でおられるかと思ひます。が、この機会に御所見を承りたい。

第二には、一方で官公吏が非常に窮屈な生活をしておりますにも拘わらず、一方で私企業に参りますやうな或いは八千円であるとか、九千円であるとか、或いは一万円以上の平均賃金を要求しておる、こういうやうなことであります。と、一方で折角飯に、今度の六千三百円が正しいか正しくないかは存じませんが、かやうな給與を官公吏に直しましても、いわゆる一方で一万円か一万二千円ということをい

では、いつまでも不平が絶えない。

又インフレを増進するという事に相成るのでありますので、これに対しては、大臣は最高賃金は決める考えはないかのようなことを発表になつておりますが、果してそうでありませうか。私はこの際、さようなものに対してこそ、何らかの方法をお考えになつてお置きになることが正当でないかと考えるのであります。

以上の二点につきましてお伺いしたいのであります。もう一つ、昨日人事委員のお方々から、六千三百七円の内訳の御説明を伺つたのであります。その内訳は、家族手当及び地域差というものが、民間に比べますと、途方もない大きな差額に相成つておりました。到底今日の我々の常識では判断のできないようなものが内閣に勧告されておるのであります。六千三百七円が正しいか正しくないかは、今後審議を盡すべき問題であると考えますが、かような一般の民間の給與体系を全然壊してしまふような勧告案が来ておりますが、これに対して労働大臣は、全般的労働行政の上からお考えになつて、どうお考えに相成つておられますか。以上三点についての御答弁を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 田村さん、御質問にお答え申し上げます。いずれも御尤もな御質問でございます。私もこの際御質問に対して所見を明確にする必要があると思ひますから申し上げます。

先ず、給與の改善を相当する必要がある。そうして公務員をして立派にその公職に安んぜしめる必要がある。こゝういふ御意見は誠に御尤もでございます。私共はできるだけ、公務員と言わ

ず、又一般労働者の労働条件も改善いたしまして、そして公職に没頭して貰う、又労働者諸君には大いに働いて貰うということが必要であると思つております。御承知の通り、今労働運動全体を見ますと、これは御質問の外にもなりますが、私は労働者諸君が権利を主張することは、大いに主張して貰つてもよろしいのですが、権利と義務とは、これは二次元の世界ではないのであります。一体的関係になつておる。必ずその裏には義務があるのだと思ひますが、労働という方面はやはり大いに働いて貰う、そして給與はできるだけ良くする。この義務の裏付けの方面、即ち権利というものを、本当に三次元の義務の裏付けのある権利にして初めて完全な権利であるといふような、本當の民主主義の思想に徹底して貰うように労働運動を持つて行きたいと、こう思つております。それにつけて、給與を良くしないで、ただ働けと言つてはまずいのであります。殊に公共企業体の関係は、これは職員でございますが、併し一般労働者諸君とも違ふ。それから公共企業体でない他の公務員は、いわゆる役人でありまして、一面國民全体の奉仕者である、國民に対してお仕えするものであるという関係で、上下の関係には立つておりますが、又公職を行うというわけでございます。相當に品位を保つという点については、私は、給與は必ずしも十分に行つておらんことは、誠に御同感でございます。できるだけ給與を良くして参らなければならぬと思つております。ただ併し、この給與を良くした場合に、その財源を赤字公債に求めるかどうかという点につ

いては、私は多少違つた意見を持つております。赤字公債といふものは、やはり建設公債とか、生産公債、我々は生産公債という言葉を提唱いたしました。この頃は建設公債というやうな言葉が用いられておりましたが、要するに生産設備を造る。例えば災害復旧費とか、或いは道路を造るとか、或いは電力を開発するとかといふやうな、將來の生産設備なり、將來長年使える商賣道具を造るといふやうな場合は、その年の税金で必ずしも賄ふ必要はないと思つております。ところがその年使つてしまふ消費的な経済方面の支出は、借金で賄ふてはまずいのではないか。家庭の消費経済を借金で賄ふといふことは、これはまずい。但し商賣を始めるならば借金してもよろしいといふやうな一つの原理は、國家の経済についても私は同様ではないかと思つております。ただ併し、この急場には、この際そんなことは言つておられんじやないか、公務員の給與をどうするか、この際だけ特別に赤字公債というやうなことを考慮しろといふやうな御意見でしたら、これも一考に値するといふふうには拜聴いたして置きます。

それからその次に、六千三百七円の数字を決定された場合に、更に民間の産業労働賃金が、又これに権衡を保ち平仄を合せるといふやうなことで、そこに権衡運動が起きて、結局ソー・ゲームで切りがないやうになりはしないかといふことを慮れる、労働大臣は、この最高賃金設定について考慮しておるのか、してないのかといふやうな御質問、これも御尤もでございます。私共は六千三百七円がいいかど

うかといふことは、今検討中でございます。まして、殊に御説の通り、他の産業労働賃金によくない意味の、悪影響のないやうに、できるだけ注意して参りたいと存じております。

それから賃金統制、賃金安定の問題についても、いわゆる経済十原則のうち、最も重要なものは賃金安定の問題であると思ひます。これもできるだけ早く安定の方策を講じまないと、賃金と物價との「いたち」ごつこで、もう切りがございせんから、インフレの終局的方策のためにも賃金を安定することが、結局賃金労働者のためにもなる、こう思つてゐる次第であります。で、できるだけ早い機会において賃金安定の方策を講じたい、こう思つております。

それから六千三百七円の内容を、昨日私実は忙しくてこちらへお邪魔できませんで、甚だ恐縮でございます。が、人事委員会の方から聞いたところ、内容については随分常識から見ておかしな点があるといふやうなお説でございます。私が、これも私共は検討いたしておりましたが、例へば家族手当が一人一千二百五十円、民間の家族手当は田村さんの御承知の通り五百円乃至六百円でございます。そこで賃上運動といふやうなことも起るし、それが一つと、それからお説の通り地域差には五割、一割、零、甲地、乙地、丙地との差異がひどすぎるというやうな点もございまして、これらも折角今検討中でございますから、どうぞ御了承願ひます。

○田村文吉君 私の上げ方が悪かつたか知れませんが、第二問に対するお

答として、又六千三百七円に直すといふことは、又民間に影響するのじやないかといふやうな御答弁でございます。したが、さういふ意味じやなしに、官吏の方は今度上つても六千三百七円、ところが民間の方では八千円、一万円にもなつてゐるので、かようなことをそのままにしておきますと、いわゆるインフレを昇進することになり、又官公吏たちの不平を多くするということになるのだから、第三にお答え下された、いわゆる労働の安定を得る根本策をこの際一日も早くお立てにならなかつちやいかんのか、こゝういふ意味で第二問をいたしたのであります。

それから第二問に対して、私の言ひは、この場合だから止むを得ず赤字でも何でもおやりなさい、來年になつた民自党の言われる政策から考へて、この際徹底的に行政整理をおやりになつて、御決心されれば、今日赤字公債を出したところ、來年に行けば立派に黒字にできるのだといふめどが付けば、國民も満足するかも知れない、こゝういふ意味でございます。それから、私はこの点について赤字公債も何でも、とにかく今日食えないやうにして置いて、官吏の待遇もできないやうにして置いて、それでよくやれといつたところで、それは無理なんではありますから、どうしてもやるべきものは、先ずギブ・アンド・テイク、與えるものは與えて、然る後行政整理すべきことは、徹底的に來年おやりになるといふことでおやりになれば、必ずしも赤字公債であらうが一向慮することがないのじやないか。却つてそれがためにあの税金をこゝでほじく

り、この税金をここではじくりという
ような、そんなやり方をなさるという
ことは、徒らに摩擦刺激だけを多くし
て、國民はますます不平が多くなる、
こういうことではなからうか、こう考
えますので、大臣の御所見を伺ったわ
けです。

○國務大臣(増田甲子七君) 田村さん
の御意見、誠に御尤もでございますし
て、謹んで拜聴いたしました次第であり
ます。第一、この際であるから、將來
は民自党も行政整理を政策にも掲げて
おるし、その際行政、財政の合理化と
いうことを断行して欲しいけれども、
その前にこの一時だけは急場凌ぎで、
非常な困難な時であるからして、この
場を切抜けるため、臨時的なものとし
ての赤字公債を考慮せよという点に
ついては誠に御尤もでございますし、
同感でございます。これは実は関係筋
ともこの際のことだというわけで、実
は交渉もいたしておりますが、今日
交渉過程でございしますから、どうか
御了承願いたいと存じます。

それから勿論六千三百円は安当であ
るけれども、一般産業労働賃金が少し
高く要求しておる。それが又賃上をし
なければならぬといつたような問題
が起きはないかという御質問であつ
たそうであります。その点は私少し
誤解しております。恐縮に存じまし
て、一般産業労働賃金につきまして
も、財源のない上り方をしたのでは、
又公務員の賃上運動が起りました切
りがありまけんから、そこで賃金安定を
主眼とするところの経済安定の十原則
が取られたものと思ふ次第でござい
まして、できるだけ早く全体の賃金構造
というよりなもの、一つの調和の取

れた賃金体系を、公務員を含めた全産
業労働賃金を、産業別の賃金構造とい
うようなものを得たいということ、
折角今研究中でございします。

○委員長(山田節男君) 他に御質問ご
ざいせんか。

○平野善治郎君 労働大臣にちよつと
お尋ねしたいのでありますが、この法
案はやはりマツカーサー書簡の趣旨を
体しませんでしたか法案でありますが、
我々前の公務員法案を審議しておつて
も、これを審議しておつても、一つ感
ずることは、あの書簡には明瞭にいろ
いろな制限を、今度は公務員なり、こ
ういうような公共企業体労働関係法案
の中にも制限を受けるのでありまし
て、その狙いというものは、一方にお
いてそういう従業者、公務員であり、
こういう従業者に対して、その福祉と
利益を十分に保護してやらなければな
らん義務を負つておるのであるという
ことが明瞭であります。これは常識と
しても私共は一点疑いの余地がないの
であります。ところが政府が今議會
に、マツカーサー書簡によるこういう
法案を出すときに、片一方の方は、ど
うも私共から見ると誠意がある取扱い
をしておらないと思う。法案だけは出
ておる。それでこの前にも參議院にお
いて、院議を以ていろいろあの追加
予算の措置をやることを要望してある
わけでありまして、政府の答弁を今ま
で聴いておりますという、まあ一生
懸命やつておるのだという、まあよく
分りますが、併し公務員法並びにマツ
カーサー書簡でできました法案は、常
識的に考えましても臨時國會には政府
も通したいからであらうし、又私共と
いたしまして十分審議はしますが、

努めて通すことにおいては努力をする
つもりであります。ところが一方の給
與の改善に対するところの具体的措
置が、一体審議ができればならぬ時間
に提出ができればならぬ時間、こ
ういうふうには強く思つておりま
す。政府はどのような考えで、もう
具体的に大体の目取が分つたかど
うか、その点一点と、もう一つは若しそ
の具体策がまだできないで、ただ速か
にといつて、若しこの本國會に片方
の法案だけ通つて、もうして別の給與
に対するところの裏付けになる追加予
算の方が出ない場合において、私共は
非常に憂うべき現象が労働者の中に起
つて来ることを恐れておるのでありま
す。それに対するところの労働大臣の
所見を私は伺つて置きたいと、こう思
う次第であります。

○國務大臣(増田甲子七君) 平野さん
の御質問にお答え申し上げます。御尤も
な御心配でございます。私共はマツ
カーサー書簡に謳われております公
務員の特種な地位を確立し、あの
御趣旨と共に給與、福祉並びに利益の
擁護についても心配をせよというよう
な御趣旨は、両方共これを厚く遵奉し
なくてはならぬ、こういうふうにお考
えておる次第であります。そこで公務員
法は、今御承知の通り提案されてお
ります。これを引続きまして、これに
接續して給與の改善案のことについて
も、早く成案を得て國會に提出いたし
たい。そうして皆様の御協賛を得たい
というわけで、一生懸命財務當局はも
とより全政府を挙げて、又関係筋とも
毎日交渉いたしておる次第でございま
す。どうぞ御了承願います。従つて、
まあ私の考えでございますが、公務

員法だけ通つて給與は取残されると
いうようなことは、お説のようない
ろんな遺憾の点も予想されますから、
できるだけ、九分九厘までそういうこ
とのないことを期したい、こう思つて
進んでおります。

○委員長(山田節男君) 御質問ありま
せんか。私から一つお伺いいたします
が、ここに提案された公共企業体労働
関係法案は、聞くところによると、法
務廳案だ、他に労働者の案もあつたと
いうことなんです。これは実は御發
表できる範囲内で、逐條審議する前
に、労働省案と法務廳案との点々が
著しく違つておるか、殊に第二章以下
です。違つておる点を簡単に御説明
を願いたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 委員長の
御質問にお答え申し上げます。労働省と
いたしましては、これは法務廳が主と
して立案をして呉れたものでございま
すが、他の関係者は、例えば今公共企
業体を主として所管いたします運輸
省及び大藏省の大臣初め関係官、それ
から労働省は大臣初め関係官が、やは
り同等の責任を持つて審議策定したも
のでございまして、その審議過程にお
けることは、これは余り実は申し上げ
にくいのでございまして、どうかその点
はお許しを願ひたいと思ひます。ござ
いまして、審議過程におきましては意見
があつたことはそれはございします。併
しなから政府の統一的意思として、こ
こに公共企業体労働関係法案が提出さ
れたわけでありまして、このラインで
御審議を願ひたいと、こう思ふ次第で
あります。

○委員長(山田節男君) 他に御質問あ
りませんか。他に御質問もないよう
でありますから、時間も過ぎましたの
で、次回に公共企業体労働関係法の逐
條審議を願ひたいといたしまして本日
の議題は、御説明はこれで終ることに
いたします。

尙散會に先立ちましてお諮りしたい
ことがあります。竹下理事が今回労働
省の政務次官に御就任になりましたの
で、理事辭任届を出されたのでござ
います。竹下君の辭任を許可して御異
議ございませんか。

○委員長(山田節男君) 御異議ないも
のと認めます。つきましては、その後
任を互選したいと思ひます。

○原虎一君 理事の互選につきまして
は、成規の手続を省略いたしました。理
事指名の件を委員長に一任すること
の動議を提出いたします。

○委員長(山田節男君) 原委員の動議
に御異議ございませんか。

○委員長(山田節男君) 御異議ないも
のと認めます。それでは私から早川
一君を理事に指名いたします。さよう
御了承願います。

もう一つ公聴會のことでございます
が、本委員会に予備審査のために御付
託になりました公共企業体労働関係法
案につきまして公聴會を開きたいと存
じます。公聴會は、御承知の通
り、參議院規則第六十二條に「委員長
は、委員会に諮り、公聴會を開くこと
ができる」ということがありますが、こ
れによりましてお諮りをいたす
ことにいたします。これにつきまして
公聴會を開くことに御異議ございま
せんか。

九

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。つきましては参議院規則第六十七條におきまして「公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等(これを公述人という)は、予め申出た者及びその他の者の中から、委員会においてこれを定め、本人にその旨を通知する。」という規定になつておるのでありますが、これを公告いたしましたして申込みを取るのであります。又その他の者を選定いたすのでありますが、これを委員会でお定めを願うことに規定はなつておりますが、これにつきまして、前例によりまして委員長にお任せを願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山田節男君) ではその点も御異議ないと認めます。それでは議長の承認を要することになつておりますから、承認を得る手續を取ることにいたします。それでは期日は二十六日と二十七日といたしたいと考えております。この手續きをいたします。成るべく時間までに、定刻にお願ひいたしませんと、公述人の時間が遅れますから、どうぞ定刻までお揃ひを願ひます。ではこれを以て本日の労働委員会を散会いたします。

午後三時四十一分散会

出席者は左の通り。

委員長

山田 節男君

理事

委員

一松 政二君
平野 善治郎君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君

昭和二十三年十二月四日印刷

昭和二十三年十二月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

田口政五郎君
門屋 盛一君
竹下 豊次君
國務大臣
運輸大臣 小澤佐重喜君
労働大臣 増田甲子七君

説明員
大藏事務官 松尾 俊次君
(専賣局官房長)

十一月十三日本委員会に左の事件を付託された
一、労働基準法適用猶予並びに緩和

に関する陳情(第五十一号)

第五十一号 昭和二十三年十一月四日受理

労働基準法適用猶予並びに緩和に関する陳情

東京都中央区日本橋本町二ノ二ノ二社団法人東京実業協会会長
中野金次郎

労働基準法の全面的実施は、経済復興の現過渡期において再考すべき幾多の問題を起している。とくに労働時間、賃金問題等においても紛争を誘発することが多いため生産は低調になり企業者をして企業意欲をなくすのみが事業の進歩発展を阻害するから、とくに中小商店、工場の実情に鑑み一部適用の猶予期間を設けられたいとの陳情。